

令和7年11月18日「香害をなくす連絡会」面会 事前回答

1. 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、香害をもたらす製品を規制してください。

* 有害物質選定についての進捗状況、今後の見通しを教えてください。

(答)

家庭用品規制法では、具体的な化学物質を指定し、それぞれに対象となる家庭用品を指定し規制をしています。このため、具体的な化学物質を指定せずに「香害をもたらす製品」として規制をすることは困難です。

まずは病態の解明が必要であり、引き続き関連する知見の収集に努めてまいります。

なお、有害物質選定については、検討対象物質選定スキームに基づき、リスク管理方法等の検討を行っているところです。

(厚生労働省医薬局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

2. 消費者庁及び環境省と連携して、家庭用品へのGHS表示を進めてください。

* 家庭用品規制法の改定にあたり、有害化学物質の指定にGHS分類を用いるのですから、家庭用品にもGHS表示をすることが当然と解します。環境省が所管する、「化学物質に関するグローバル枠

組み (GFC:Global Framework on Chemicals)」のターゲットにも合致する取組です。(注4)

(答)

家庭用品に対する表示は家庭用品品質表示法で規定されており、一義的には消費者庁において検討されるものと考えています。

(厚生労働省医薬局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

3. 「香害（家庭用品）対策検討会」を立ち上げ、使用する技術を含め、家庭用品使用時の製品全体としての安全性を検討し、消費者庁等と連携し、問題のある製品への対策を講じてください。

* 「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」で扱いきれない、家庭用品の安全性に関して、別の検討機関（関係業界と利益相反のないメンバーによる）を設置し、家庭用品が契機となる健康被害を防いでください。

(答)

香害については、現時点ではどのような化学物質が関与しているのか、どのような体内の変化が症状を引き起こすのかなど未解明な部分が多く、まずは病態の解明が必要であると考えています。

引き続き、関連する知見の収集に努めてまいります。

(厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

4. 厚生労働科学研究で、香害関連の調査研究を続け、明らかになった知見を他省庁と共有し、積極的に社会に周知してください。具体的には、過去の国会答弁と坂部医師の報告（注5）に基づき、公的な空間から香料自粛を進めるよう促してください。

(答)

御指摘の、いわゆる香害を含む化学物質過敏症については、病態や機序には未解明な部分が多く、診断基準や治療法も確立していないため、まずは病態の解明を進めることが重要と考えている。

しかしながら、香りでお困りの方々がいることは事実であり、国では令和3年から、厚生労働省を含む5省庁連名で、「香りにより困っている方がいることへの理解」や「香りの感じ方には個人差があること」等を周知するポスターを作成し、自治体等に対して配布している。

現在、厚生労働科学研究において、化学物質過敏症も含めた病態の解明に関する研究が実施されており、令和4年度研究報告書(※)には御指摘の点も記載されていると承知している。厚生労働省としては、この報告書も踏まえつつ、香りへの配慮について、自治体とも協力しながら周

知してまいりたい。

※「種々の症状を呈する難治性疾患における中枢神経感作の役割の解明と患者ケアの向上を目指した複数疾患領域統合多施設共同疫学研究」 研究代表 小橋元先生(獨協医科大学) (R2~R4 年度)

(厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課)

(厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

5. 徐放作用のあるマイクロカプセル類を家庭用品に使用する問題点を貴省自らが検証し、必要に応じた対策を講じてください。具体的には、「徐放技術による繰り返しの化学物質曝露の問題点」、「微粒子としてのプラスチックの吸入リスク」、「カプセル素材が弾ける際のモノマーの発生」を調べてください。

* 国民生活センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供(2020年)」においては、「一定レベルの香りが長い時間、環境中に存在し続けることになる」マイクロカプセル香料の製品への配合について専門家が懸念を示しています。坂部貢医師は、自身の講演で「繰り返し」香りを吸うことを問題視しています。

* 微粒子としての吸入リスクについては、貴省は労働安全衛生上の知見を既にお持ちです。近年、マイクロ/ナノサイズのプラスチック粒子が、人体内(脳、肺、血液、胎盤など)から次々と検出

されています。マイクロカプセルも人体のプラスチック汚染を引き起こす可能性があり、早急な対策が必要です。

- * カプセル素材がメラミン樹脂の場合は、ホルムアルデヒドが、ポリウレタン樹脂の場合は、イソシアネートの発生が懸念されています。

(答)

家庭用品に使用されているマイクロカプセルやそれに含まれる香料が健康に与える影響は、科学的には明らかにされていないものと承知しています。このため、現時点でその使用を規制することは難しいと考えております。

また、ご提案いただいた研究課題についても、まずはいわゆる香害を含む化学物質過敏症について、病態の解明を進めているところです。

引き続き、関連する研究等の科学的知見や、海外の状況を注視してまいりたいと考えています。

(厚生労働省医薬局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

(厚生労働省健康・生活衛生局

難病対策課)

6. 優先的に第四級アンモニウム塩を含む製品のリスクを評価し、消費者庁と共に対策を検討してください。

- * 新型コロナ流行により、第四級アンモニウム塩（エステル型でない塩化ベンザルコニウム等）を含む製品が消毒用に使用されているほか、抗菌消臭を謳う家庭用品が増え、においは弱くても健

康被害を訴える人が増加しています。近年、海外では第四級アンモニウム塩のリスクに関する懸念が急速に高まっています。(注6)

(答)

現在、家庭用品規制法における有害物質の選定方法及びリスク管理の方法等について検討中です。今後、選定した化学物質について、詳細な評価を実施していくことを予定しています。

(厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

7. 保健衛生上、衣類からマイクロカプセルが医療現場に漂って空気を汚染し、周囲に付着する問題(移香)について、医療関係者に注意喚起してください。

* 医療関係者や利用者の衣類に柔軟剤や合成洗剤が使用されている場合、清浄であるべき空間が、衣類から飛散するマイクロカプセルにより汚染されることを周知徹底し、マイクロカプセル製品の使用自粛を呼びかけてください。医療法施行規則第20条の3の則り、「じんあい(塵埃)」に当たるマイクロカプセルを防ぐ必要があります。

(答)

厚生労働省では厚生労働科学研究難治性疾患政策研究事業において平成29年度から化学物質過敏症に係る研究を継

続して行っておりますが、現時点では原因や病態、発症機序等が不明であり、疾患概念が確立していないものと認識しております。

こうした中で、医療現場において何らかの規制を課すことなどは困難であると考えておりますが、引き続き、関連する研究等の状況について注視してまいります。

また、香りへの配慮については、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成、令和5年度には改訂したところです。

(厚生労働省医政局総務課)